

がいようばん
概要版

だい じ だいとう し しょうがいしゃちようきけいかく
第5次大東市障害者長期計画

しょうがい う む
障害の有無にかかわらず、だれもがみずか せんたく もと
自らの選択に基づき、
たが じんかく こせい そんちよう あ とも く しゃかい
互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に暮らす社会をめざして

れいわ ねん がつ
令和8（2026）年3月

だい とう し
大東市

計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

第4次大東市障害者長期計画が令和7（2025）年度末で終了するため、国の動きや、これまでの大東市における施策の進捗状況等を踏まえ、今後10年間を見据えて、大東市の障害者施策の基本理念と基本方向を示し、施策全般にわたってさらなる充実を図っていくことを目的とします。

計画の対象

本計画の対象は、障害者基本法の規定に基づく、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

社会的障壁とは、障害者基本法において「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されています。

計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法（第11条第3項）に基づく「市町村障害者計画」であり、大東市の障害者施策の基本的な方向と総合的な取組を示す計画です。国の「障害者基本計画（第5次）」及び「第5次大阪府障がい者計画」との整合性に留意しています。

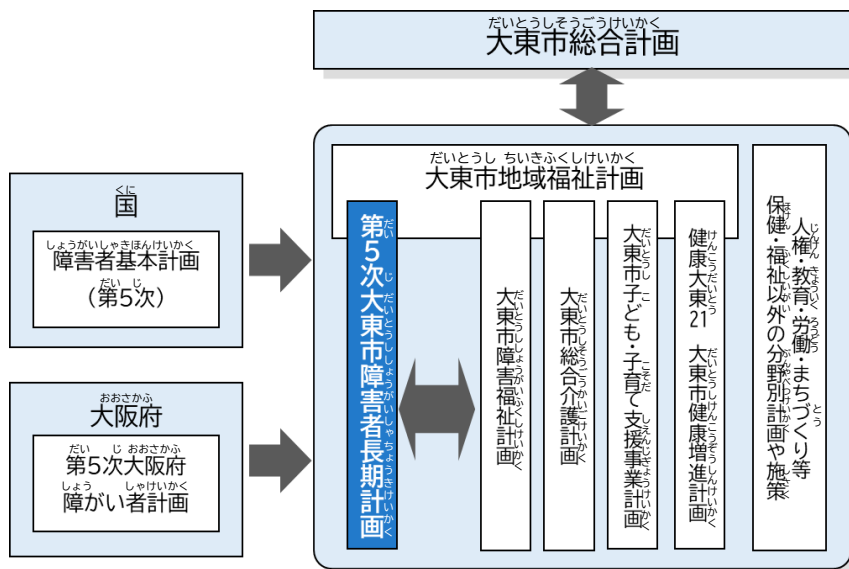
本計画は、障害者総合支援法に基づく「大東市障害福祉計画」の内容を含みます。

本計画は、「大東市総合計画」を上位計画とし、「大東市地域福祉計画」、「大東市総合介護計画」、「大東市子ども・子育て支援事業計画（大東市こども計画）」、「健康大東21 大東市健康増進計画」等の関連計画等との整合性を図ります。

計画の期間

計画の期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間です。

■本計画と他計画との関係



重点課題の設定

重点課題

計画期間内に重点的に取り組む必要のある課題を次の5つとします。

- (1) 人権の尊重と差別の解消
- (2) 障害のある子どもへの切れ目のない支援
- (3) 自己決定に基づく暮らしの実現
- (4) 安全・安心のまちづくり
- (5) 社会参加支援の充実

基本的な考え方

基本理念

本計画では、障害のある人を「必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体」として捉え、すべての障害のある人の人権と基本的自由を保護し、確保することを前提として、本市が取り組むべき施策の基本的な方向を定めるものです。

<計画のめざす姿>

障害の有無にかかわらず、だれもが自らの選択に基づき、互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に暮らす社会

基本視点

基本理念の実現に向けた障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を、総合的かつ計画的に実施する上での基本視点を次の通り設定します。

- (1) 障害のある人の自立支援
- (2) 共生社会の実現
- (3) 包括的な支援体制の充実

基本目標

基本目標として次の5つを掲げて取り組みます。

- I 人としての尊厳が尊重される
- II 障害のある子どもの生きる力を育む
- III 希望する暮らしを実現する
- IV 暮らしやすいまちをつくる
- V 社会参加し生きがいを持って暮らす

基本目標	施策の方向	施策項目
基本目標Ⅰ 人としての尊厳 が尊重される	1 人権啓発・理解の推進	①障害や障害のある人についての広報・啓発 ②障害のある人への理解を深める取組
	2 権利擁護の推進	①障害者差別の解消 ②障害者虐待等の防止 ③権利擁護制度の利用促進
基本目標Ⅱ 障害のある 子どもの生きる 力を育む	1 就学前の発達支援 体制の充実	①乳幼児健診等とフォローアップ体制の充実 ②療育・支援保育の充実 ③相談体制の充実
	2 義務教育における 発達支援体制の充実	①インクルーシブ教育の推進 ②支援教育の充実
	3 放課後活動等の充実	①遊び場や放課後の居場所づくり ②多様な体験機会の充実
基本目標Ⅲ 希望する暮らし を実現する	1 生活支援体制の充実	①相談支援体制等の充実 ②障害福祉サービスの充実 (障害福祉計画・障害児福祉計画) ③情報アクセシビリティの向上 ④家族介護者への支援 ⑤経済的負担の軽減
	2 保健・医療体制の 充実	①疾病の早期発見と予防 ②保健・医療・介護との連携強化
基本目標Ⅳ 暮らしやすい まちをつくる	1 生活環境の整備	①多様な住まいの確保 ②福祉のまちづくりの推進 ③外出支援の充実
	2 安全・安心な まちづくりの推進	①防災・減災対策の推進 ②防犯と犯罪被害の防止
基本目標Ⅴ 社会参加し 生きがいを 持って暮らす	1 就労支援の充実	①雇用機会の拡大 ②工賃の向上支援 ③職業能力の向上支援
	2 仲間づくりと 交流機会の拡大	①仲間づくりの支援 ②多様な交流機会の提供 ③文化・芸術活動への参画促進 ④スポーツ・レクリエーション活動への参画促進

基本目標 I ひととしての尊厳が尊重される

施策の方向1 人権啓発・理解の推進

- あらゆる機会を通じて、障害のある人の尊厳と人権尊重の意識向上に向けた啓発に努めるとともに、多様な参画を通じた理解促進を図ります。
- 子どもの頃から障害のある人・子どもと接する機会を持つことにより、障害のある人と障害に対する理解の浸透に努めます。
- 効果的な人権研修のあり方を検討し、職員の人権意識の向上を図ります。
- 児童・生徒が障害のある人とともに生きる社会づくりを身近な問題として捉えられるような学習や取組を推進します。

【施策項目】

- ①障害や障害のある人についての広報・啓発
- ②障害のある人への理解を深める取組

施策の方向2 権利擁護の推進

- 事業所等に対する障害者差別解消法の周知徹底と合理的配慮の実施に向けて取り組みます。
- 障害のある人に対する虐待防止の啓発と早期発見・早期対応の体制を整備します。
- 障害のある人の日常生活や金銭管理等の権利擁護のために適切に対応します。

【施策項目】

- ①障害者差別の解消
- ②障害者虐待等の防止
- ③権利擁護制度の利用促進

基本目標 II 障害のある子どもの生きる力を育む

施策の方向1 就学前の発達支援体制の充実

- 支援が必要な子どもの早期発見・早期療育を推進して、適切な支援につなげるよう各関係機関と連携した支援を行います。
- 療育・支援保育の質の向上と保護者に対する相談支援を充実します。
- 就学前施設における支援が必要な児童の受入体制の充実を図ります。

【施策項目】

- ①乳幼児健診等とフォローアップ体制の充実
- ②療育・支援保育の充実
- ③相談体制の充実

施策の方向2 義務教育における発達支援体制の充実

- 子どもの発達段階に心じて、切れ目なく一人ひとりの状況に対応する支援が行える体制を充実します。
- 通常学級におけるユニバーサルデザインの授業づくりを推進します。
- 医療的ケア児の受け入れ体制の拡大を図ります。

【施策項目】

- ①インクルーシブ教育の推進
- ②支援教育の充実

施策の方向3 放課後活動等の充実

- 障害の有無にかかわらず、安心して過ごせる居場所や多様な体験機会の提供を推進します。
- 障害の有無にかかわらず、子どもが参加できるイベント等を充実します。

【施策項目】

- ①遊び場や放課後の居場所づくり
- ②多様な体験機会の充実

基本目標Ⅲ 希望する暮らしを実現する

施策の方向1 生活支援体制の充実

- 大東市相談支援ネットワークを中心に関係機関の連携を図り、適切なサービス利用に努められるよう努めます。
- 大東市相談支援ネットワークの活動を推進して、相談支援専門員の技術向上を図ります。
- 質の高い障害福祉サービスが提供されるよう、研修機会の拡大を図ります。
- 障害のある人の家族に向けた負担軽減や当事者同士の交流機会の拡大を図ります。

【施策項目】

- ①相談支援体制等の充実
- ②障害福祉サービスの充実（障害福祉計画・障害児福祉計画）
- ③情報アクセシビリティの向上
- ④家族介護者への支援

施策の方向2 保健・医療体制の充実

- 障害福祉サービス等の提供にあたっては、障害のある人の意向を尊重し、意思決定への支援を行い、本人が望む暮らしの実現をめざすとともに、保健・医療・介護との連携を強化します。
- 高次脳機能障害のある人や医療的ケアが必要な人とその家族への支援を充実します。

【施策項目】

- ①疾病の早期発見と予防
- ②保健・医療・介護との連携強化

施策の方向1 生活環境の整備

- だれにとっても安全・安心なまちづくりを計画的に進めます。
- バリアフリー化とユニバーサルデザインの視点に立った公共施設の整備を推進します。
- 障害のある人の住まいについては既存住宅のバリアフリー化のための支援を行う等の住宅・住環境の整備を進めます。
- 障害のある人が安心して外出できる支援を進めます。

【施策項目】

- ①多様な住まいの確保
- ②福祉のまちづくりの推進
- ③外出支援の充実

施策の方向2 安全・安心なまちづくりの推進

- 災害時の避難等に配慮を要する人を把握し、適切な支援体制を構築します。
- 障害特性に応じた情報伝達や避難行動の支援、地域防災訓練など地域防災力の向上に向けた取組を進めます。
- 障害のある人に対する消費者被害等の啓発や予防教育を推進します。

【施策項目】

- ①防災・減災対策の推進
- ②防犯と犯罪被害の防止

施策の方向1 就労支援の充実

- 事業所における障害と障害のある人への理解を促進するとともに、一般就労をめざす人が安心して働き続けられるような支援に取り組みます。
- ハローワーク等と連携した就労機会の拡大を図ります。
- 就労継続支援事業所で働く人の工賃向上に向けた支援を行います。
- 本市におけるインターンシップ事業の促進を図ります。
- 市内企業における障害者雇用の拡大に向けた働きかけを推進します。

【施策項目】

- ①雇用機会の拡大
- ②工賃の向上支援
- ③職業能力の向上支援

施策の方向2 仲間づくりと交流機会の拡大

- 障害のある人が、多様な社会参加の機会を得られるように、当事者活動の支援や、生きがいや楽しみにつながる社会参加機会の拡大を図ります。
- 身近な地域で、障害の有無にかかわらず集える居場所づくりを推進します。
- 当事者団体の主体的な活動の充実に向けた支援を行います。

【施策項目】

- ① 仲間づくりの支援
- ② 多様な交流機会の提供
- ③ 文化・芸術活動への参画促進
- ④ スポーツ・レクリエーション活動への参画促進

計画の実効的な推進

計画の推進体制

- (1) 本計画における施策の実施にあたって、障害のある人と家族のニーズを的確に把握しながら、計画を全庁的に推進するため、関係各課及び施策間の調整・連携を図ります。
- (2) 障害福祉サービス等の目標値と見込量については、「大東市障害福祉計画」（障害福祉計画及び障害児福祉計画）において具体的に設定します。
- (3) 障害のある人の多様なニーズに応じていくため、行政のほか、地域団体、当事者団体、市民、事業者、企業等との連携と協働による取組を推進します。

計画の進行管理

本計画の進捗状況の把握等進行管理については、点検・評価を実施し、施策・事業の見直し、改善につなげます。

また、障害福祉計画において記載されたサービスについては、定期的に調査、分析及び評価を行い、進捗状況等を把握するとともに、「大東市障害者総合支援協議会」で協議する等、連携して進めていきます。

第5次大東市障害者長期計画 概要版

発行日：令和8（2026）年3月

編集・発行：大東市 福祉・子ども部 障害福祉課

〒574-8555 大阪府大東市谷川1丁目1番1号

TEL：072-872-2181（代）

FAX：072-873-3838

印刷物番号

7-102